

# 平成26年度有害鳥獣防除事業実施のお知らせ

## 【市単独事業分】

●補助対象者：有害鳥獣による農作物被害の防止のため、平成26年度において、有害鳥獣防除事業を実施しようとする方を対象とします。

●補助金額

補助対象資材	補助内容
防除柵設置事業 電気柵 トタン柵 ネット フェンス	・ 原材料費の1/2以内又は60,000円のいずれか低い額とし、同一年度1世帯当たり60,000円を限度とする。 ・ 地域での取組みの場合、原材料費の1/2以内又は地域の世帯数に60,000円を乗じた額のいずれか低い額とし、同一年度当該地域の世帯数に60,000円を乗じた額を限度とする。 ただし、経営面積が2.6ha以上の大規模農家については、同一年度一世帯あたり、120,000円を限度とする。 ・ 地域ぐるみでの防除対策も対応していますのでご相談ください。
捕獲柵設置事業 捕獲柵(箱わな)	・ 購入に要する経費の1/2以内で1基当たり80,000円を限度とする。 (同一年度地域の場合3基まで、個人の場合1基まで) ・ 捕獲柵によるイノシシの捕獲許可を受けるには、わな猟狩猟免許が必要となっていますので、本庁林業振興課又は、各支所産業振興室・産業建設室まで、ご相談ください。

●補助金交付申請手続き

※防除柵設置事業：平成26年10月31日(金)までに、印鑑、資材購入領収証及び設置状況写真を持参し、林業振興課または、各支所産業振興室・産業建設室の窓口で申請してください。

また、各農業共済組合にも有害鳥獣防除の補助事業があり、水稲共済加入者が対象です。詳細については、該当農業共済組合にお問合せ下さい。

なお、申請用紙はJA庄原の各営農センターにもあります。

※捕獲柵設置事業：購入前に2社以上の見積書を持参し、林業振興課または、各支所産業振興室・産業建設室の窓口で申請してください。

●補助金交付：申請書に基づき、書類審査及び抽出により検査をした後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

●注 意 点：4月以降に購入・設置を行ったものが補助金の対象となります。

(4月以前に購入したものについては、補助の対象となりませんので注意してください。)

設置について、設置場所の検討を十分に行い、土地所有者の土地利用承諾をとるなど他人の迷惑にならないよう注意してください。

国・県・市道、農林道、河川敷地内には設置できません。やむを得ず、これらを除く里道、水路等に設置する場合は、市建設課、農村整備課、各支所環境建設室、産業建設室、土地改良区等で改築許可申請が必要ですのでご相談ください。

●連絡先 庄原市役所 林業振興課 TEL0824-73-1124

西城支所 産業建設室 TEL0824-82-2181 高野支所 産業建設室 TEL0824-86-2113

東城支所 産業振興室 TEL(08477)2-5008 比和支所 産業建設室 TEL0824-85-3003

口和支所 産業建設室 TEL0824-87-2113 総領支所 産業建設室 TEL0824-88-3065

<広島県農業共済組合連絡先> 【平成26年4月1日以降】

広島県農業共済組合 三次支所 三次市和知町 360-5

(0824)66-3111 (代表)